

令和6年度岩手県観光案内図 デザイン・作成業務

企画コンペ実施要領

令和6年6月
(公財)岩手県観光協会

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）が実施する「令和6年度岩手県観光案内図デザイン・作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「令和6年度岩手県観光案内図デザイン・作成業務」一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「業務仕様書」のとおり
- (4) 予算額
3,520,000円以内（税込）
ただし、広告掲載料を作成経費に上乗せできるものとする。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、協会の賛助会員とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、協会との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、協会は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続き等に関する事項」(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、協会の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
なお、協会は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当

公益財団法人岩手県観光協会

住所：〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1

電話：019-651-0626 FAX：019-651-0637

電子メールアドレス：info@iwatetabi.jp

(2) 実施要領等の交付

協会の賛助会員に対して、電子メールにより通知のうえ、下記の交付資料について当協会のホームページ「いわての旅」の賛助会員へのお知らせページへ掲載する。

(<https://iwatetabi.jp/supportmembers/>)

【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和6年7月9日（火）午後5時まで
- イ 受付場所 公益財団法人岩手県観光協会（連絡先は上記「(1) 担当」を参照）
- ウ 提出方法 【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、ホームページ「いわての旅」の賛助会員のページに掲載する。
閲覧の際にはID「member」パスワード「iwakankyo」を入力のこと。
- オ 回答期日 随時、回答する。
なお、最終回答の期日は、令和6年7月10日（水）とする。

(4) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

(ア) 【様式1-2】企画コンペ参加届出書

(イ) 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績

イ 提出期限 令和6年7月16日（火）〔必着〕

ウ 提出先 上記(1) 担当に同じ

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(ウ) 郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

オ 参加資格の喪失及び参加辞退

提出書類に虚偽の記載が判明した場合や、委託候補者を選定するまでの間に参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。

なお、書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかにその旨を電子メール又はFAXにより担当まで通知すること。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、企画提案書を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 【様式 1-4】 企画案概要票

A 4 サイズで作成すること。

(イ) 企画デザイン案

文字写真は仮のもので構わないがカラー出力したもので、納品時の形状をなしていること。

(ウ) その他説明資料等

独自に企画し提案する内容・補足説明等がある場合は任意様式で提出のこと。

(エ) 紙見本

実際に印刷する際用の用紙の見本（白紙で可）。A 4 サイズで提出すること。

イ 提出部数 4部

ウ 提出期限 令和 6 年 8 月 27 日（火）〔必着〕

エ 提出先 公益財団法人岩手県観光協会（住所等は上記「(1) 担当」を参照）

オ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。

(ウ) 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

カ 提出方法

(ア) 提案は、参加者 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案書は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(6) 企画提案の無効

上記 2 により参加することができない者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該等する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 公益財団法人岩手県観光協会財務規程に基づき判断する。

(3) 企画提案書との関係

企画提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、協会と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

6 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成

しなければならない。

- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が協会に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

[参考]

① 「実施要項等に関する質問票」提出期限	7月9日（火）午後5時
② 質問事項に対する最終回答	7月10日（水）
③ 「企画コンペ参加届書」提出期限	7月16日（火）午後5時
④ 「企画提案書」等提出期限	8月27日（火）
⑤ 企画提案の審査	8月下旬～9月上旬
⑥ 委託候補者決定	9月上旬
⑦ 委託予定者見積書提出	9月下旬
⑧ 委託契約締結	9月下旬